

税の申告相談 始まります

必要書類の準備はお早めに

令和 6 年分の収入にかかる確定申告や町・県民税の申告が始まります。申告が必要な人は必要書類を準備の上、期限内に申告手続きを行いましょう。

☎ 税務課（内線 2112、2113）

▶はじめに確認しましょう◀

- ①給与

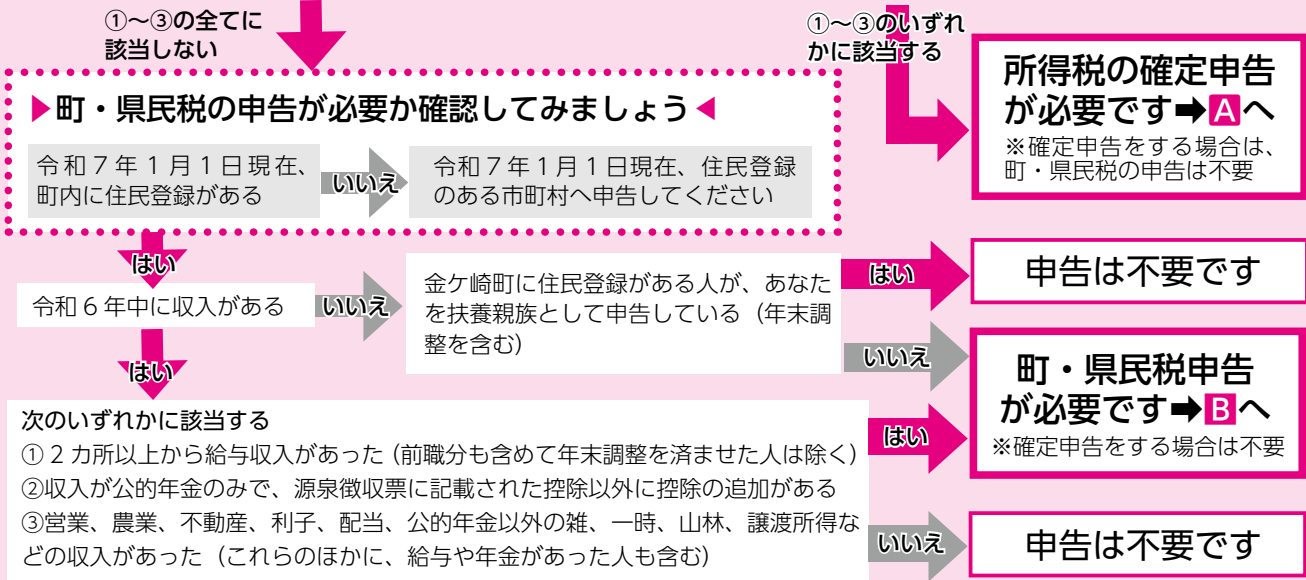
▶給与収入（パート・アルバイトを含む）があり、医療費控除や住宅ローン控除などを受け、所得税の還付申告をする人

▶年末調整をした給与以外に営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡などの所得が 20 万円を超えた人

▶2 カ所以上から給与を支給されていて、年末調整した給与以外の給与収入が 20 万円を超えた人
- ②年金

▶公的年金収入が 400 万円を超えた、または公的年金に係る雑所得以外の所得が 20 万円を超えた人
- ③その他

▶営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡などの所得の合計額が、所得控除額の合計額を超えた人



▶申告に必要なもの◀

種類	対象者	必要なもの
共通	申告する人全員	▶マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと本人確認ができる書類（運転免許証、パスポート、保険証など） ※扶養申告する場合は、被扶養者分のマイナンバーカード等の個人番号が分かる書類が併せて必要です。 ▶確定申告のお知らせはがき（税務署から送付を受けた人） ▶申告者の口座番号が分かるもの（確定申告をする場合）
収入・経費	給与、年金収入がある人	▶令和 6 年分の源泉徴収票
	営業、農業、不動産収入がある人	▶収入・支出が分かる帳簿、農業所得整理表（農業収入がある人）等 ※農業所得整理表は税務課窓口、各地区生涯教育センターに設置しています ▶米の販売証明書（農業収入がある人）
	その他の収入がある人	▶収入と経費の内容が分かるもの
控除	医療費控除を受ける人	▶令和 6 年中に支払った医療費をまとめて記入した医療費控除の明細書 ※明細書は税務課窓口、各地区生涯教育センターに設置しています
	社会保険料控除を受ける人	▶国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、農業者年金掛金の領収書 ▶国民年金保険料控除証明書
	生命・地震保険料控除を受ける人	▶保険会社などが発行する控除証明書
	障害者控除を受ける人	▶障害者手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定通知書（精神または身体の障がいがあり、関係機関から認定を受けているとき）
	配偶者（特別）控除を受ける人	▶配偶者の所得が分かるもの

A 所得税の確定申告が必要な人

住宅借入金等特別控除を初めて申告する人、所有する土地や建物、株式等の有価証券を譲渡した人、株式等の有価証券の配当金や分配金など資産に投資したことによる所得がある人、青色申告をする人、繰越損失や雑損失を申告する人などは、国税庁ホームページまたは税務署主催の申告会場で申告してください。

なお、上記以外の簡易な確定申告については、町の会場で申告相談を受けることができます。

◇税務署主催 確定申告書作成会場

■日時 2 月 17 日(月)～ 3 月 17 日(月)午前 9 時～午後 5 時 ※土・日・祝日を除く

■会場 水沢税務署（☎ 24-5111、奥州市水沢西上野町 3-5）

※入場には、当日配付または LINE を通じて事前発行する「入場整理券」が必要です。

税務署では、スマートフォンを使用した申告書作成に取り組んでいます（マイナンバーカードと暗証番号が必要）。

B 町・県民税の申告が必要な人

■日程 2 月 17 日(月)～ 3 月 17 日(月)※金・土・日・祝日を除く。ただし、3 月 14 日(金)は実施。

■会場 金ケ崎町役場 1 階エントランス（西根南町 22 番地 1）

■受付時間 午前 8 時 45 分～ 11 時 30 分、午後 1 時 15 分～ 3 時

※混雑状況によっては、午前の受け付けでも午後の申告相談となる場合があります。

※感染症等により従事職員を確保できないと判断された場合には、中止することがありますので、あらかじめご了承ください。また、中止の判断を行った場合は、地区割の公平性を保つため、中止日以降の全日程を中止といたします。

※受付時間以降は、いかなる理由においても、翌日以降に再度お越しいただくようご案内し、窓口等で申告をお受けしませのであらかじめご了承ください。

月 日	対象行政区
2 月 17 日(月)	中村・清水端
18 日(火)	瘤木・横道下・高谷野
19 日(水)	谷地上・谷地下 田園パーク
20 日(木)	藤巻・御免・横道上
25 日(火)	和光・高谷野原 千貫石・長志田
26 日(水)	川目・細野・野崎
27 日(木)	上永沢第一・下永沢第一 下永沢第二

！ 相談会場へ来場する皆さんへ

▶全町対象日は大変混み合います。混雑を避けるため、できるだけご自身の対象地区の受付日にご来場ください。

▶役場の開庁時間は午前 8 時 30 分です。開庁時間前に入場することが無いようご協力をお願いします。

▶受付開始時間までは、対応する職員は不在となり、ご案内等はいたしませんのでご了承ください。

▶申告期間中に来場できない場合は、役場税務課へご連絡ください。

月 日	対象行政区
3 月 3 日(月)	下百岡・上百岡・下永徳寺 上永徳寺・上永沢第二
4 日(火)	上平沢・下平沢・二の町・上の町
5 日(水)	東町・穴持・金森・改断
6 日(木)	遠谷巾・二日町・ニツ森 城内・矢来・諏訪小路
10 日(月)	町上・南町・栄町・町下
11 日(火)	檀原・一の台・荒巻
12 日(水) ～ 17 日(月)	全町対象

！ 町・県民税申告は郵送が便利

年金収入のみで、小作料や控除の追加のみなど簡易な内容の場合で、自分で「町・県民税申告書」を作成できる人は、郵送による申告が便利です。

「町・県民税申告書」は、町ホームページまたは税務課窓口で取得できます。